

# 大山町タクシー助成制度のご案内

高齢者及び障がい者等の方が自分で買い物や通院等を行うことによって、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援するため、タクシー乗車料金の一部を助成します。

## 1. 対象者

町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
- (2) 要介護（要支援）認定のある方
- (3) 身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級（下肢機能障害3級又は4級を含む。）である方
- (4) 療育手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) その他、町長が特に必要と認めた方

## 2. 利用対象範囲及び内容

町内、または鳥取県中西部の医療機関

以下の場合には利用できません。

- ・ 町外の健康保険適用外の医療機関（整体など）に通うために利用する場合
- ・ 町外の医療機関に受診以外の目的（お見舞いなど）で利用する場合
- ・ 外出支援サービス事業を利用されている方

## 3. 利用できるタクシー会社

有限会社 日興タクシー（電話 0859-54-2101）

## 4. 助成の内容

### (1) 助成金額

利用者の居宅から目的地までのタクシー乗車料金の2分の1を助成します。ただし、料金が1,000円未満の場合は、500円を利用者の方に負担していただき、残りの金額を助成します。

### (2) 利用回数

週1回まで（往復利用の場合も1回とします）

## 5. 利用方法

大山町タクシー助成制度利用者として認定されると、「大山町タクシー助成制度利用者登録証」が発行されます。タクシーを利用されるときは、直接、指定されたタクシー会社に連絡し、登録証を乗車時（最初）に提示してください。利用代金は、個人負担金額をその都度タクシー会社にお支払ください。乗車の確認として、乗車記録簿へ押印または署名をお願いします。

【申込み・問い合わせ】大山町まちづくり課 電話 0859-54-5202